

令和8年度神奈川県教育委員会
市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）
スクールソーシャルワーカー アドバイザー募集案内

神奈川県教育委員会では、いじめや暴力行為等の問題行動・不登校などの課題解決を図ることを目的に、教育の分野をはじめ、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・助言を実施するスクールソーシャルワーカー アドバイザーを教育事務所に配置するため、次のとおり募集します。

1 職務内容

スクールソーシャルワーカー アドバイザーは、各教育事務所長の指揮監督の下に、概ね次の業務を行います。

- ア 教育事務所に配置された神奈川県採用のスクールソーシャルワーカー及び関係機関職員に対する指導・助言
- イ 希望する市町村雇用のスクールソーシャルワーカーに対する指導・助言
- ウ 教育事務所管内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討
- エ 県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言
- オ その他、児童・生徒の課題解決を図るために必要と認められるもの
- カ 課題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- キ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ク 学校内におけるチーム支援体制構築の支援
- ケ 保護者、教職員等に対する支援や相談、情報提供
- コ 教職員等への研修活動 等

スクールソーシャル
ワーカー業務

2 募集人員

スクールソーシャルワーカー アドバイザー 4名程度

3 応募資格

社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有し、スクールソーシャルワーカーに指導・助言を行うことができる経験と専門性を有する者。また、次の場所での勤務が可能である者。

○湘南三浦教育事務所	(〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-7-1)
○県央教育事務所	(〒243-0004 厚木市水引2-3-1)
○中教育事務所	(〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1)
○県西教育事務所	(〒250-0042 小田原市荻窪350-1)

※次に該当する方は応募できません。

○神奈川県が採用する他の会計年度任用職員として勤務予定の方

○地方公務員法第16条の規定に該当する次の方

・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

- ・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 勤務条件

（1）勤務日等

【原 則】週4日、8時30分から17時15分まで、週29時間勤務

（2）報酬

月額 331,351円（地域手当含む）

※通勤手当、期末・勤勉手当等が、それぞれの支給条件に応じて別途支給されます。

（3）身分 第1号会計年度任用職員

（4）任用期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

※神奈川県教育委員会が勤務成績優秀と認める者は、公募によらない再度の任用を行うことができる。なお、公募によらない再度の任用は、原則として2回までとする。

※採用後、1月間は条件付任用期間とする。

（5）勤務地

「3 応募資格」にあるいずれかの教育事務所

（6）休暇等

年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、育児休暇等

（7）健康保険等

①健康保険・厚生年金保険・雇用保険・災害補償（条例による補償適用）等

②災害補償（条例による補償適用）等

5 応募方法

次の送付書類に必要事項を記載のうえ、神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課あてに直接持参するか、郵送する。

（1）応募書類 ① 令和8年度神奈川県教育委員会スクールソーシャルワーカー（各地区への指導・助言）採用選考申込書（様式2）

② 返信用封筒 2通

（定型封筒に110円切手を貼り、宛名に自宅住所・氏名を記載したもの）

（2）応募締切 令和7年12月22日（月）消印有効

※直接持参の場合は令和7年12月25日（木）正午まで

6 選考日程等

（1）一次選考

選考区分 書類選考

結果通知 令和8年1月上旬、郵送によりすべての受験者に通知することとし、電話や電子メール等による問合せには応じない。
また、一次選考合格者に対しては、二次選考の日程等も併せて通知する。

(2) 二次選考

選考区分 面接

- ・日程 令和8年1月18日（日）
- ・場所 神奈川県立総合教育センター

結果通知 令和8年2月中旬、郵送によりすべての受験者に通知することとし、電話や電子メール等による問合せには応じない。

7 その他

- ・県教育委員会で任用されるスクールカウンセラー及び県教育委員会県立高等学校スクールソーシャルワーカーと兼務は不可とする。
- ・本募集は、令和8年度の県予算成立前の手続きであり、予算成立後、正式な効力が生じる。
- ・報酬単価は令和7年度と同額を予定しているが、令和8年度予算の調整状況によっては変更となる場合がある。
- ・採用候補者は、「営利企業等への従事等確認票」と「健康診断書（または、任用開始日以前1年以内に実施した健康診断結果の写し）」及び「宣誓書」を令和8年3月13日（金）までに、子ども教育支援課へ提出する。
- ・やむを得ない事情で採用を辞退される場合は、速やかに問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先・応募先

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

スクールソーシャルワーカー担当 高橋、佐々木

所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎9階

電話：(045)210-8292（直通）